

「平成 25 年度第 1 回外来種被害防止行動計画策定会議」及び「外来種被害防止行動計画・侵略的外来種リストに関する NGO・NPO 及び関係事業団体と委員との意見交換会」の特に検討が必要な意見と対応案

	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
前文			
1	<p>< 外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、（中略）関わり方を考えていく必要があります > の文章について ></p> <p>・同じ文章が 3 箇所に出てくるので、段階に応じて、内容・書き方を変えるべき。・前の文章とのつながり（問題となっている外来種と利用している外来種の区別）が分かりにくいので配慮が必要。</p>	<p>・意見を踏まえ、それぞれの項目に応じて、内容・記載を修正。</p> <p>・上記と合わせて修正。</p>	<p><u>P.1</u></p> <p><u>P.7</u></p> <p><u>P.25</u></p>
第 1 章			
2	<p>< 「国内由来の外来種」の用語の使い方 ></p> <p>我が国に分布域を有しているが、国外から国内の非分布地域に導入される生物種（例：東北地方に導入されたサキグロタマツメタ）については、「国内由来の外来種」ではなく別の名称を考えるべき。</p>	<p>・「国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種」としたい。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
3	<p>< 「外来生物」と「外来種」の用語の使い方 ></p> <p>「外来生物」と「外来種」の言葉の使い方が分かりにくい。誤解や混乱のないよう定義や説明を分かりやすく記述すべき。</p>	<p>・「外来生物」は法律用語であり、変更することは難しいため、定義については現状のままとしたい。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>

4	<p>< 侵略的外来種リストとの整合性 ></p> <p>行動計画とリストの整合性を取るべき。優先すべき外来生物に基づいて行動計画が立てられるべき。</p>	<p>・行動計画では外来種全般に関する基本的な考え方や、国の施策の方向性を整理している。実際の防除等の対策については、各地域や実施主体において、行動計画に整理しているとおり優先度に基づいて計画的に行うことが必要であり、その基礎的資料としてリストが活用されるべきものと考えている。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
5	<p>< 防除の目標について ></p> <p>・防除の大目標は、あくまでも在来種及び在来生態系の復元である。広くコンセンサスを得るためには、行動計画の大目標を一番の冠として第1章に出すべき。</p> <p>地域の生物多様性保全の中での外来生物対策という構成であるべき。</p> <p>何のために外来種対策に取り組むのか、在来種の保全を強く示していく必要がある。</p> <p>生物多様性の主流化のコンセンサスが国民の間でできていないことが問題。生物多様性の保全の重要性と緊急性を知ってもらう戦略が必要。</p> <p>生物多様性の主流化は関係省庁全部の問題で、本来協働で取り組むもの。各省庁で生物多様性国家戦略の枠組みを相互関連させ、連携していくべき。もう一つは国、自治体、市民等をつなげていく方向性がある。</p>	<p>・意見を踏まえ、外来種対策の目的が、生物多様性の保全であることを、第1章第1節、第2章第1節1(2)【理解の段階】に記載。</p>	<p><u>P.4(第1章第1節)</u> <u>P.24(第2章第1節1(2)【理解の段階】○普及啓発の際の留意点)</u></p>

6	<p>< 交雑の問題について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交雑がなぜ問題なのかは理解しにくいので、具体的な事例紹介があるとよい。サツキマスの生息水域にアマゴが導入されて交雑した結果、漁獲量が減少した例や、オガサワラグワがシマグワとの交雑により絶滅寸前となった例がある。 ・交雑による影響には、遺伝子の固有性が失われるという問題と、生殖攪乱により繁殖能力が低下することで種が絶滅するという問題の2つがある。遺伝子の固有性が生物多様性の根底にあることを説明した上で、なぜ交雑がいけないのかという話を載せて目的につなげるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見の主旨を踏まえ、第1章第1節における交雑に関する記載箇所に複数の事例を追加した文章に修正。 	P.5
7	<p>< マツノザイセンチュウによる農林水産業被害について ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種による農林水産業の被害で最も大きいのはマツ材線虫病である。日本の森林景観を一変させ、二次遷移が変わってしまった。ものすごく大きな被害であるが、全く書かれていないので、総論でぜひ書いて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ、記載。 	P.6

8	<p>< 外来種問題の戦略・目標設定 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種問題への取組戦略についての模式図が欲しい。侵入初期ならなぜ有利か、まん延している場合は根絶か低密度管理かといった戦略、目標設定が必要。 ・アルゼンチンアリやアライグマ等、今いる外来種で戦略を示すと分かりやすい。それぞれに応じて資源や予算を配分するという行政の姿勢、国民の協力の必要性をアピールすると効果的。 ・外来種の捕獲が目標に設定されがちだが、生物多様性の保全が目標であることを分かりやすく示すとよい。例えば、種間関係を考えた捕獲を行わないと、かえって問題が拡大することなど。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ、図4、図5を修正。 ・対応検討中。 ・小笠原の事例をコラムに追加 	<p><u>図4、図5</u> <u>(P.8-9)</u></p>
9	<p><まん延した侵略的外来種についての防除の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除段階ごとの防除の留意点に、防除の結果として根絶にどの程度近づいたのか、それにより保全対象種がどのくらい回復したかという評価を入れるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図5の'各防除段階における防除のポイント'に追記。 	<p><u>図5</u> <u>(P.9)</u></p>
10	<p>< 現状と目標設定の整合性 ></p> <p>第1章第4節「導入の防止」について、【現状】として挙げた課題と【目標】の結びつきが分かりにくい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「適切な管理がされるよう侵略的外来種の認知度を高めます。侵略的外来種リスト(仮称)の内容を知っている人の割合：50%」と修正。 	<p><u>P.19</u></p>
11	<p>< 普及啓発 > (対象：初等教育、学校)</p> <p>外来種対策には普及啓発、教育が最重要。特に保育園、幼稚園等、初等教育段階での理解促進、教育が重要。</p> <p>ガラパゴスなど、幼児時代からの教育で島民の意識を高めることに成功しており、幼児教育は必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2章第1節1(2)に記載しているとおり、その必要性については認識しており、第3章第1節2では、これまで実施していたパンフレット作成などの普及啓発以外に、教科書出版界向けの勉強会の開催等を行うことを記載している。 	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>

第 2 章 第 1 節 社会において外来種対策を主流化するための基本的な考え方			
12	<p>< 外来種全体に対する対策 ></p> <p>侵略的でない外来種への対策の在り方を明記すべき。</p>	<p>・現在、侵略的外来種として認識されていない種についても、生態系等に対して被害を及ぼす恐れがあることから、外来種被害予防三原則の遵守が重要である旨を第 2 章第 1 節に記載。</p>	<u>P.22</u>
13	<p>< 普及啓発：進め方 > (重点化)</p> <p>国が力点をどこに置いているのか分からない書き方。殺処分問題や複数の侵略的外来種がいるという複合的な問題への対応方法など、対象ごとに力点を示す必要がある。</p> <p>普及啓発も重点化し、戦略的に実施する必要がある。</p>	<p>・第 2 章第 1 節 1 を方法、対象者を明確にし、今後の外来種問題に関する普及啓発は、これを基に実施。</p>	<u>P.22-31</u>
14	<p>< 普及啓発について ></p> <p>・普及啓発には教科書への掲載が重要。媒体に関する記述は、教科書を前に出すべき。</p>	<p>・第 2 章第 1 節 1 で、教育段階において外来種問題を伝えることが重要である旨を記載。さらに、第 3 章第 1 節 2 では、これまで実施していたパンフレット作成などの普及啓発以外に、教科書出版界向けの勉強会の開催等を行うことを記載している。</p>	<u>P.22-29</u>
15	<p>< 「入れない・捨てない・拡げない」についての普及啓発 ></p> <p>・伐木現場で、結実したアレチウリやオオタクサの刈り取りを行っているケースがあった。「拡げない」ということを生業の現場にも周知しないと実効性がない。移動拡散させないということを生業と結び付けて示す必要がある。</p>	<p>・直接外来種を取り扱う事業者に対しての普及啓発が重要である旨を第 2 章第 1 節 1【認識の段階】に記載。</p>	<u>P.22</u>

16	<p>< 普及啓発 > (対象：事業者等)</p> <p>企業・事業者の重要性の記述が少ないので明記してほしい。</p>	<p>・企業・事業者は、その活動によって外来種問題を引き起こしている可能性があるため、第2章第1節1(2)【認識の段階】において普及啓発をする際の対象である旨記載。</p>	<p><u>P.22</u></p>
17	<p>< 普及啓発：進め方 > (手法等)</p> <p>パンフレット等資料での普及には限界がある。NGO等の体験型の普及啓発は効果的。テレビ、新聞の活用も重要。</p>	<p>・NGO等による体験型の普及啓発が効果的であることを、第2章1節1(2)【認識の段階】、第2章第2節5に記載し、NGO等の取り組みの推進については、既存の支援制度を調査し、整理することを検討する旨を第3章第1節に記載。</p>	<p><u>P.23 (第2章1節1(2)【認識の段階】)</u> <u>P.61 (第2章第2節5)</u> <u>P.65 (第3章第1節)</u></p>
18	<p>< 普及啓発 > (対象：関係機関)</p> <p>国民への窓口機関との連携強化が必要。違反行為や特定外来生物を発見した際、地方環境事務所に通報することが知られておらず、警察や保健所等に通報し、たらいまわしになる例が多い。</p> <p>実際の現場で防除を担う主体である市町村担当者への普及啓発について、より重点を置いて記述すべき。</p>	<p>・第2章第1節1(2)【理解の段階】に現場で外来種の対応が求められる職員への普及啓発が必要である旨記載。</p>	<p><u>P.24</u></p>
19	<p>< 殺処分と動物愛護 ></p> <p>・「殺処分と動物愛護の関係や、(中略)丁寧に伝える必要があります。」と書いてあるが、具体的な説明がないので追加してほしい。</p>	<p>・第2章第1節1のコラムに、問答を追加。</p> <p>・和歌山県のタイワンザルの事例を第2章第1節4(2)1)戦略的・順応的な防除のコラムとして追加。</p>	<p><u>P.29</u></p> <p><u>P.47</u></p>

20	<p>< 普及啓発：進め方 > (手法等)</p> <p>哺乳類の捕獲・殺処分は市民への普及啓発が難しい。</p>	<p>・哺乳類の捕獲・殺処分に関する問題は認識しており、関係機関が取り組みやすくするため、第2章第1節1のコラムに動物愛護に関する項目を追加するとともに、第2章第1節4(2)1)において和歌山のタイワンザルの事例を追記。</p>	<p><u>P.29 (コラム)</u> <u>P.47(事例)</u></p>
21	<p>< 人材育成について ></p> <p>・人材育成の必要性、重要性を記述すべき。</p> <p>・特に、低密度になるほど管理の知識が必要となり、防除従事者の意欲を保ちにくくなるのが問題。</p>	<p>・第2章第1節1(2)に人材育成に関する項目を設け、その必要性に関する文章を追加。</p>	<p><u>P.31-32</u></p>
22	<p>< 普及啓発について ></p> <p>・外来種予防三原則を守れない人の中には、もう手遅れだと思っている人も多い。防除実績を示して、決して手遅れでは無いので三原則の遵守に協力してほしい、ということを普及すれば理解の促進につながるのではないか。</p>	<p>・意見の主旨を踏まえ、第2章第1節1【理解の段階】に三原則を基本にした普及啓発をしていくことを記載。合わせて、第2章第1節3の対策として、三原則の遵守の徹底について記載。</p>	<p><u>P.23-25</u> <u>P.38</u></p>
23	<p>< 効果的・効率的な防除の推進 ></p> <p>・これから外来種対策に踏み出す地方自治体が、どういう場所で、どのような種類を対象に、何から、どのように始めればよいのかが検討しづらい。対応についての判断ができるような記載が欲しい。</p>	<p>・適用事例の追加。(対応中)</p>	<p><u>P.32</u></p>

24	<p>< 基礎情報の収集 ></p> <p>・収集した情報の取り扱いにスピード感がない。収集、共有、公開に緊急性を要する情報もあるので、そのような種の場合の取り扱いを分けて記述すべき。</p> <p>・「緊急性（拡散・定着時間の長短）」とあるが、単なる時間軸では測りにくい。</p>	<p>・第2章第1節2（1）で、迅速な対応が必要な場合等について記載。</p> <p>・第2章第1節2（2）の「緊急性（拡散・定着時間の長短）」を「緊急性（定着段階、拡散の速度等）」に修正。合わせて、侵略性のある種の同定、評価、早期対応について、学会等の協力を受けていくことを検討することについて第3章第7節に記載。</p>	<p><u>P.32-33</u></p> <p><u>P.34（第2章第1節2（2））</u></p> <p><u>P.89（第3章第7節）</u></p>
25	<p>< 保全対象地域の重要性 ></p> <p>国指定の保護地域のみが国の対策の対象とされている点は再検討すべき。生息地の重要性は必ずしも保護地域指定に反映されない。また、国における対策優先度評価の尺度に河川や湖沼が含まれないのは不適切。（第2章第1節2）</p> <p>琵琶湖、伊豆沼・内沼、蘭牟田池等だけでなく、池、河川、ダム湖等、各地域が極めて重要。（第3章第4節）</p>	<p>・第2章第1節2に国指定の保護地域に限定した記載を修正し、外来種により影響を受けやすい生態系等を、対策の優先度を判断する上で考慮すべき観点に追加。</p>	<p><u>P.34</u></p>
26	<p>< 意図的に導入される外来種の適正管理 ></p> <p>・オオクチバスに関して、特例4湖の特例について、経緯、現状、課題、今後のあるべき姿等を入れ込めないか。</p>	<p>・第2章第1節3に現状を記載し、今後の取り組みについて第3章第3節1に記載しました。</p>	<p><u>P.37（第2章第1節3）</u></p> <p><u>P.71（第3章第3節1）</u></p>

27	<p>< 侵略的外来種の導入の防止 > オオクチバス第 5 種共同漁業権特例の 4 湖沼について経緯・現状を記述し解決を目指すべき。 オオクチバスの台湾からの輸入を認めている特例の廃止について言及すべき。効果的に防除するには、特例を認めないことが重要。(第 3 章第 3 節)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章第 1 節 3 に現状を記載。合わせて今後の取り組みについて第 3 章第 3 節 1 に記載。 	<p><u>P.37</u> <u>P.70</u></p>
28	<p>< 外来種対策の費用 > 使用(導入)する時だけ費用の話をして、逸出した際の管理の費用は考えていない。後の管理まで含めて考える必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘を踏まえ、第 2 章第 1 節 3 に逸出した外来種を管理するための、費用に関する記述を追加。 	<p><u>P.37</u></p>
29	<p>< 外来種被害予防三原則 > 外来種被害防止三原則が度々記載されているが、事例が重複するなど、分かりにくい。また、現在の「拡げない」の内容(p.29)は逸出させないという内容になっている。これは、「捨てない」の項に入れるべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえ、第 2 章第 1 節 3 を修正。 	<p><u>P.38-40</u></p>
30	<p>< 「入れない・捨てない・拡げない」について > ・ペットについては、飼養者が個体レベルでしっかりと管理し、増やさないことを加えて欲しい。それにより、自分自身の問題として理解できるのではないか。 ・餌付けは増殖行為の中で一番大きな問題であるため、ぜひ注意喚起して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章第 1 節 3 (1) の【捨てない】、【拡げない】に追記。 	<p><u>P.39</u></p>

31	<p>< 放棄個体の受け入れ、処分の体制 > やむをえず飼えなくなった個体の受け入れ、譲渡、処分等のシステムも必要。 特定外来生物指定に伴う放棄も懸念される。野外放出防止の対策や受け入れ施設等の体制作りを期待する。</p>	<p>・安易な放棄を助長しないよう、飼養者が責任を持って対応することが原則と考えている。ただし、放棄個体による生態系影響が懸念される種については、放棄個体の受け入れ等に関するシステムについての検討も必要である旨、第2章第1節3 に記載。 なお、第3章第3節1(2)にミシシippアカミミガメ等のように大量に遺棄される可能性が高い種については、必要な対策を講じる必要がある旨は記載している。</p>	P.39
32	<p>< 意図的に導入される外来種の適正管理 > ・管理の不手際は大きな問題であり、いったん管理下に置いた場合の管理の徹底や、逸出、定着した個体の管理問題についても記すべき。</p>	<p>・第2章第1節3(2)として利用されている外来種の適正管理の必要性について項目を設けて記載。</p>	P.39-40
33	<p>< 各主体の役割と行動指針 > (緑化) 公共事業全般について地域在来植物の利用を基本とすべきということを記載すべき。緑化植物に係る平成16年の外来生物法の附帯決議を行動計画で強調し、事業者にアピールすべき。</p>	<p>・第2章第1節3 に緑化植物の取扱に関する考え方について記載。</p>	P.39-40
34	<p>< 利用を行う外来種の考え方 > 農業利用を行う外来種について、どのように農業との調和をとり、どのような考え方で進めるのか、具体的な内容が記述されていない。現場で混乱するのではないか。</p>	<p>・第2章第1節1(2)【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環境、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理。</p>	P.39-40

35	<p>< 利用を行う外来種の考え方 ></p> <p>理念的で全国一律な予防原則では実施できない。緑化については省庁間で連携をとって設計・積算の問題を一体的にクリアにし、実際にできることを提示してもらいたい。</p> <p>・緑化は、防災、生物多様性保全、経済性など総合的な視点から検討をお願いしたい。</p>	<p>・第2章第1節1(2)【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環境、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理。</p>	P.39-40
36	<p>< 地域区分、ゾーニング ></p> <p>農作物は人間の管理下において利用されるもの。国土の中に土地・地域区分をし、場所に応じた行動を書き込むべき。最低限、農業利用地については線引きができないか。国立公園特別保護地区は線引き可能で、中間地域の水系や道路等線につながっている部分は、管理上も別に扱うべき。</p> <p>自然地域と違い、都市の公園や街路のように制御可能な条件下ではが入り緑化植物も使用し、都市緑化に求められる機能、効果の発揮を図ることが重要。</p> <p>都市部の緑化において在来種にこだわると管理が過大になったり、一般のニーズを満たせない場合がある。</p> <p>交雑するものは自生地近くで使用してはならない等の徹底は必要。</p>	<p>・第2章第1節1(2)【理解の段階】で記載しているように、外来種によっては、有用なものもあると認識しており、第1章にその事が伝わるよう追記。また、第2章第1節3において、利用する場所の土地利用や周囲の環境、さらに利用する目的や種の特性の観点を踏まえた、利用する際の考え方について整理。</p>	P.39-40

37	<p><初期侵入のモニタリングと早期防除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、早期防除の徹底を謳っているが、具体的行動についての記述がない。在来種のモニタリング事業の中で外来種をピックアップするなど、他の生物多様性の事業と連携しながら早期発見のシステムができないか。 ・アセスメントの中に外来種についての問題意識を入れるよう指導するだけでも効果はある。生物多様性基本法第 25 条にもアセスに関連する条項があるため、それをうまく書き込むとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見については、主要な港湾モニタリングを実施し、アルゼンチンアリについては、ほぼ防除につながっている現状を第 2 章第 1 節 4 に記載。また、今後の情報収集の手段として、いきものログを実施していくこと第 3 章第 7 節に記載している。 ・現在対応を検討中。 	<p><u>P.44 (第 2 章第 1 節 4)</u> <u>P.88 (第 3 章第 7 節)</u></p> <p>-</p>
38	<p><戦略的・順応的な防除></p> <ul style="list-style-type: none"> ・防除は生物季節を考えて行うべきであり、単年度予算であることがネックとなっている。相手は生き物であり、他の土木等の事業と異なるということを省庁内に普及していくことが必要。せっかく対策や手法が確立できても、実行する場が無いということになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 章第 1 節 4 (2) に生物季節を踏まえた防除の必要性を記載。 	<p><u>P.46</u></p>
39	<p><まん延した侵略的外来種についての防除の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低密度期に入った場合、1 個体あたりの防除単価は高くなるが、それだけを強調するのではなく、1 個体あたりが個体群縮小にもたらす貢献度、効果は相対的に高くなっていることも示す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 個体あたりが個体群縮小にもたらす貢献度、効果は相対的に高くなっていることを本文に追記し、図 5 も合わせて修正。 	<p><u>P.46</u> <u>図 5</u></p>

40	<p>< 各主体の役割と行動指針 ></p> <p>地域での NPO 等の対策では、種ではなく活動地域が単位。NPO 等による外来種対策推進には、地域に立脚した複合的防除、総合的外来種対策の視点を書き込んでほしい。</p>	<p>・第 2 章第 1 節 4 (2) 2) に地域において活動をする際の考え方を記載。</p>	<u>P.48</u>
41	<p>< 各主体の連携 ></p> <p>・「連携して防除実施計画を策定し」とあるが、具体的な事例があるとよい。</p>	<p>・第 2 章第 1 節 4 (2) に広域のアライグマ対策について連携している事例を記載。</p>	<u>P.48 (対応中。)</u>
42	<p>< 防除、駆除 ></p> <p>全体として、より積極的に駆除について記述してほしい。防除ではなく駆除という言葉で表記すべき部分が多い。吟味してほしい。</p>	<p>・「防除」とは、「駆除」も含んだ概念である。外来種対策の実施にあたって多くの場合は、駆除のみでなく、分布域の拡大防止などの他の対策も合わせて実施しており、防除とすることが適切。また、防除と駆除を使い分けることで、文章が煩雑にもなるため、原文のとおりとしたい。</p>	<u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u>
43	<p>< 同種の生物導入による遺伝的攪乱について ></p> <p>・メダカは良い例の 1 つなので、事例として入れて欲しい。</p>	<p>・第 2 章第 1 節 6 にメダカの移植放流による遺伝子攪乱の事例を記載。</p>	<u>P.50</u>
44	<p>< 調査研究の推進 ></p> <p>・愛知目標の目標 19 には科学的な基盤の構築も入っているので、そのような視点からも必要性を記すとよい。</p>	<p>・意見を踏まえ、第 2 章第 1 節 7 に記載。</p>	<u>P.51</u>
45	<p>< 情報基盤の構築：同定支援 ></p> <p>・地方自治体の取組で最初に問題となるのが種の同定である。図鑑には載っていないものが多いため、分類・同定システム構築の方向性を記して欲しい。</p>	<p>・第 2 章第 1 節 7【情報基盤の構築】に追記。また、第 3 章第 7 節に将来的に日動水や各種学会に連携して実施していくことを記載。</p>	<u>P.53 (第 2 章 第 1 節 7)</u> <u>P.89 (第 3 章 第 7 節)</u>

46	<p>< 調査研究の推進 ></p> <p>・ 調査研究を推進する理由として、いたずらに手を出してコストをかけるのではなく、最初に調査研究を行って手法を開発することによっていくことの必要性を記述して欲しい。</p>	<p>・ 第 2 章第 1 節 7 (2) の【調査研究の推進】に記載。</p>	<u>P.53</u>
47	<p>< 国際貢献・国際連携 ></p> <p>・ IPBES (生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム) について記述することはないのか。</p>	<p>・ 意見を踏まえ、第 2 章第 1 節 8【国際貢献・国際連携】に記載。</p>	<u>P.54-55</u>
第 2 章 2 節 各主体の役割と行動指針			
48	<p>< 各主体の役割と行動指針 ></p> <p>各主体の役割分担の基本方針を示してほしい。特に、都道府県と市町村との関係については難航が予想されるため、それぞれの役割分担を明確化すべき。</p>	<p>・ 第 2 章第 2 節の記載を修正。都道府県と市町村については、対応の違いを第 2 章第 2 節 2 に記載。</p>	<u>P.56-63</u>
49	<p>< 各主体の役割 ></p> <p>・ 生物多様性保全の延長に外来種問題があり、地球環境問題としての部分と、日本におけるローカルな問題の部分とを整理する必要がある。また日本国政府として取り組むべき問題とローカルな地域環境として取り組まなければならない問題を理論的に説明することが重要。</p>	<p>・ 意見を踏まえ、第 2 章第 2 節 1 に、国際的な視点で取り組むべき問題であるという観点を踏まえて防除を実施していく必要がある旨、追記。</p>	<u>P.56</u>
50	<p>< 各主体の役割 ></p> <p>・ 市町村では、外来種、希少種はどこが受け持てば良いのかさえ分からないことが多い。大抵は環境サイドか農政のどちらかだが、その間での情報共有も無いことが多い。連携するように強くアピールして欲しい。</p>	<p>・ 第 2 章第 2 節 2 を修正。</p>	<u>P.58</u>

51	<p>< 各主体の役割 ></p> <p>・ どのような主体が防除従事者の育成を積極的、主導的に行うかを入れるべき。地方自治体、民間団体あたりか。</p>	<p>・ 国は防除マニュアル作成や資金的な支援をし、人材育成については地方自治体の役割として第 2 章第 2 節 2 に記載。</p>	<p><u>P.58</u></p>
52	<p>< 各主体の役割 ></p> <p>・ 防除段階にしたがって、地方自治体の役割は変わっていくと考えられる。段階ごとに分けて記述できないか。</p>	<p>・ 第 2 章第 2 節 2 を修正。</p>	<p><u>P.58</u></p>
53	<p>< 各主体の役割と行動指針 ></p> <p>事業者の役割の項目（第 2 章第 2 節 3）にペット業者の役割を追加すべき。</p>	<p>・ 意見を踏まえ、第 2 章第 2 節 3 に、ペット業者の役割を追記。</p>	<p><u>P.59</u></p>
54	<p>< 各主体の役割 ></p> <p>・ 動物園、水族館、植物園が外来生物を逸出させ問題になっている事例が多く、定着経路、侵入経路のリスクとなっている。これらの主体に対し「適正管理の徹底」等の記述をして欲しい。</p>	<p>・ 第 2 章第 1 節 3 に利用している外来種の適正管理の必要性について記載し、第 2 章第 2 節 6 にも適正に管理すべきである旨記載。</p>	<p><u>P.39-40(第 2 章第 1 節 3)</u> <u>P.61-62(第 2 章第 2 節 6)</u></p>
55	<p>< 関係法令との整理、連携 ></p> <p>他の法令との連携、協力、役割分担等についての整理が必要。特に鳥獣保護法の被害対策と外来生物法の対策などをうまく整理すべき。</p> <p>防除活動の制限となる制度の改善。水生動物の場合は都道府県内水面漁業調整規則が民間防除を制限。民間に対して防除を促進させるためには、関係法令の整理が必要。</p>	<p>・ 現在の外来生物法では、特定外来生物の防除にあたって、確認・認定を受けた場合、鳥獣保護法の規制は適用されない。</p> <p>なお他法令には、それぞれ目的があり、外来生物法の目的のみを達成させるために、すぐに関係法令の整備をすることは困難だが、第 3 章第 1 節にあるとおり外来種問題に関する認知度を向上等させることで、多様な主体が防除に取り組みやすくなるよう支援。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>

第 3 章 国による具体的な行動			
56	<p>< NGO・NPO 等による防除への支援 > 防除活動は局所的に行われているのみである。その拡大と資金・労力の支援が必要。</p> <p>担い手の育成が必要。人材育成には防除マニュアルや技術講習会が有効。</p> <p>人材育成が重要 様々な防除主体へのセミナーを各地で行えば、捕獲意欲や被害を受けている方の意識や捕獲意欲が高まり、有効な普及啓発となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防除活動を支援する制度を整理し情報提供を行う旨を第 3 章第 1 節に記載。 ・第 2 章第 1 節 1 (2) に人材育成に関する項目を設け、その必要性に関する文章を追加。 ・同上。 ・同上。 	<p><u>P.65</u></p> <p><u>P.31-32</u></p>
57	<p>< 情報基盤の構築：防除マニュアル ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで様々な防除マニュアルが出されているが、リスト化されておらず、事業報告書の形になっているため使いづらい。リスト化やダイジェスト版の作成など検討して欲しい。 ・マニュアルと一緒に、自治体が外来種対策に使える補助金や助成金のリストがあると活用しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種マニュアルを収集して、環境省 HP で公開することを検討する旨を第 3 章第 7 節に記載。 ・既存の支援制度を調査し、整理することを検討する旨を第 3 章第 1 節に記載。 	<p><u>P.89 (第 3 章第 7 節)</u></p> <p><u>P.65</u></p>
58	<p>< 情報基盤の構築：緊急時の対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵略的外来種リスト作成後の維持管理や、新たに侵略性の極めて高い種が緊急に出た場合、いかに特定外来生物に指定するか等、速やかな対応の仕組みを設けて書き込んで欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・侵略的外来種リストの維持管理について、第 3 章第 2 節に記載。 ・第 3 章第 3 節 1 に、緊急性がある場合は基本方針に基づき速やかに指定する旨を記載。 ・第 3 章第 4 節 2 (4) に追記。 	<p><u>P.68 (第 3 章第 2 節)</u></p> <p><u>P.68 (第 3 章第 3 節 1)</u></p> <p><u>P.85 (第 3 章第 4 節 2 (4))</u></p>

59	<p><法規制(種指定)に伴う代替種輸入のリスク></p> <p>代替種の輸入リスクに関しては、侵略的外来種リストの活用や代替種の規制の検討も考えてほしい。</p>	<p>・第3章第3節1(2)【入れない】に追記。</p>	<p><u>P.69</u></p>
60	<p><その他></p> <p>・「南西諸島」に屋久島を含めているか。含めているのであれば、屋久島は世界遺産であり、タヌキが国内外来種として侵入している問題があるので、記載を検討してほしい。</p>	<p>・「南西諸島」の表記を「奄美群島・琉球諸島」に変更。</p>	<p><u>P.75</u></p>
61	<p><事例紹介></p> <p>オオクチバスについて事例が4ヶ所紹介されているが、実際には多くの市町村、NPOが各地でやっていく必要があり、対策の必要がないようにとられるおそれがある。モデル地域を挙げるのは大事だが、数地域のみを挙げると、国がそれ以外は対策しないと言っているように見える。</p>	<p>・意見を踏まえ、第3章第4節2(2)3)に各地で実施されている取組の重要性とそれらの取組を支援する考えを追記。</p>	<p><u>P.77</u></p>
62	<p><各主体の役割分担></p> <p>市町村の方々も含めた役割分担に関する議論の場を作るべき。</p>	<p>・地方自治体との議論については、第3章第4節(4)に記載しているとおり、今後地方ブロックごとに連絡会議を開催していくこととしており、必要に応じて、市町村も参加するものと考えている。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u> <u>(P.85)</u></p>

63	<p>< 情報収集体制 > 全国のモニタリング体制を作ることが必要。 自治体レベルでの情報をもとに、生息状況にあわせた対応指針を構築するなど、情報収集・評価を行うシステムが必要。(野鳥の会) 外来種が見つかった時の連絡体制が出来ていない(早期発見、早期駆除の体制作りが必要)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ」)や自然環境保全基礎調査等で得られた情報を配信し、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進、展開していく予定。 ・合わせて、侵略性のある種の同定、評価、早期対応について、学会等の協力を受けていくことを検討することについて第3章第7節に記載。 	P.89
67	<p>< 事例紹介 > 対策手法の確立、成功事例の普及は重要。いろいろな場所に出てきているので紹介すると良い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの防除に関する事例を収集・整理し情報共有する旨、第3章第7節2に記載。 	P.89